

令和 7 年 4 月 2 8 日

相模原市発表資料

令和 6 年度市設置高度処理型浄化槽使用料の徴収に係る口座振替不能について

令和 6 年度 2・3 月分の市設置高度処理型浄化槽使用料（以下「浄化槽使用料」という。）について、口座振替が不能となることが判明しましたので、次のとおりお知らせいたします。

本件につきましては、対象の市民及び関係者の皆様にご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

1 事案の経過

例月の口座振替処理にあたり、浄化槽使用料の口座振替データについて、同時に振替処理を行っていた農業集落排水処理施設使用料の口座振替データと同一のデータを誤って金融機関に送付していたことが、4 月 24 日の金融機関からの確認により発覚しました。

これにより、浄化槽使用料に係る口座振替データを金融機関が反映できず、4 月 30 日振替予定の浄化槽使用料（332 件、約 222 万円）について、振替ができなくなることが判明したものです。

2 対応

市設置高度処理型浄化槽の使用者に対し、お詫びと後日あらためて口座振替をする旨のご案内を送付します。

3 再発防止

今後、口座振替データの作成作業において、複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。

問合せ先

下水道料金課

直通電話 042-769-8376

対応責任者 石井 由美子